

1-2 制度概要

赤枠：追記箇所（R7.3/4更新）

YOKOHAMA
GO GREEN

横浜市では、建築物省エネ法の改正を住宅・建築物の脱炭素化に向けた市民の皆様への脱炭素ライフスタイルの浸透を促す好機と捉え、次の取組を実施します。

制度概要

- (1) 再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について
建築士が説明する制度の創設
- (2) 市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所**の開設者**に対し
説明結果を市に報告する制度の創設

令和7年4月1日 より、制度を開始します

2-1 説明結果に対する報告制度

赤枠：追記箇所（R7.3/4更新）



説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けたさらなる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所^{の開設者}について、生活環境保全条例を改正し、説明結果を市に報告する制度を創設しました。

※横浜市生活環境の保全等に関する条例（第141条の15, 16, 19, 20）

表 横浜市への報告制度の内容

対象の建築物	10㎡を超える 住宅 の新築、増築
報告者	市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が 15,000㎡以上かつ5棟以上の建築士事務所^{の開設者}
報告時期	説明を行った翌年度（8月頃）
報告内容	説明実施の有無、説明を行った内容、設計完了時の再エネ設備の設置規模及び省エネ性能（UA値、BEI）

※報告対象となる建築士事務所の開設者については、法人が建築士事務所登録を行っている場合、法人単位で判断します。また、報告方法も含め毎年6月頃に横浜市からご連絡いたします。